

地域維持型共同企業体の取扱いに関する試行要領

〔平成25年1月11日〕
〔建技第594号〕

(目的)

第1 この要領は、岩手県が発注する維持修繕業務に係る地域維持型共同企業体（以下「共同企業体」という。）の試行の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 建設業法（昭和24年法律第100号）をいう。
- (2) 政令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (3) 広域振興局土木部等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第19条に規定する広域振興局の土木部及び土木部土木センターをいう。

(対象業務)

第3 この要領の対象とする業務は、次に掲げる維持修繕業務とする。

- (1) 道路維持修繕業務
- (2) 河川・砂防維持修繕業務
- (3) 橋梁維持修繕業務
- (4) 道路除排雪業務

(共同企業体の運営形態)

第4 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

(構成員の数)

第5 共同企業体の構成員数は、地域の実情に応じ円滑な共同履行が確保できる数とする。

(構成員の組合せ)

第6 共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たす者によるものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）及び代表者以外の構成員は、次に掲げる法第3条第1項の規定による許可を受けていること。

ア 代表者

土木工事業に関する特定建設業の許可を有していること。

イ 代表者以外の構成員

土木工事業又はほ装工事業に関する特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。

- (3) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の有効期間を経過していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (5) 公募を行った日から契約日までの期間に、次のいずれかに該当していないこと。
- ア 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日制定。）に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けている者であること。
- イ 法第28条第3項又は第5項の規定により対象業務に対応する業種について本県を含む地域において営業の停止を命ぜられた者で、その処分の期間が経過していない者であること。
- ウ 一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号。以下「措置基準」という。）に基づく入札参加制限を受けている者であること。
- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 代表者は、県営建設工事競争入札参加資格者名簿において、土木工事A級に登録され、かつ庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1327号）第6条に規定する名簿に清掃（道路・公園等）の資格者（以下「清掃」という。）として登録されている者とし、代表者以外の構成員は、土木工事、舗装工事又は清掃の資格者として登録されている者とする。
- また、全構成員のうち1者以上は舗装工事に登録されている者とするが、舗装工事に登録されている構成員が1者のみであり、履行期間途中において、その構成員が地域維持型共同企業体協定書（様式第1号。以下「協定書」という。）第16条、第17条、第18条に該当することが生じた場合、代表者は、舗装工事に登録されている者を再委託により速やかに確保しなければならない。
- (9) 代表者は、次に掲げる要件を満たすこと。
- なお、地域の実情に応じて、次に掲げるいずれかの要件が不要と判断される場合は適宜削除することができるものとする。
- ア 当該業務委託箇所の存する広域振興局土木部等管内に主たる営業所（法第7条における経営業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有する者とする。
- イ 当該業務委託箇所の存する広域振興局土木部等管内において、過去5年以内（公示日から起算して5年以内とする。以下同じ。）に元請（共同企業体の構成員として受注した場合を含む。）として次に掲げるいずれかの業務又は工事の実績を有する者とする。
- (ア) 岩手県が発注した岩手県が管理する道路若しくは河川に係る次のいずれかの維持修繕業務又は維持修繕工事

- ① 道路維持修繕業務（全面委託業務）
- ② 河川・砂防維持修繕業務
- ③ 路面損傷復旧業務（パッチング業務）
- ④ 道路除排雪業務
- ⑤ 道路維持修繕工事
- ⑥ 河川・砂防維持修繕工事

(イ) 国土交通省が発注した岩手県内の国土交通省が管理する道路若しくは河川の維持修繕業務又は維持修繕工事（(ア)に掲げる業務若しくは工事に類似する業務又は工事）

(ウ) 岩手県内の市町村が発注した当該市町村が管理する道路の除排雪業務又は除排雪工事

(10) 代表者以外の構成員は、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

なお、地域の実情に応じて、次に掲げるいずれかの要件が不要と判断される場合は適宜削除することができるものとする。

ア 当該業務委託箇所の存する広域振興局土木部等管内に主たる営業所（法第7条における経営業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有する者とする。

イ 当該業務委託箇所の存する広域振興局土木部等管内において、過去5ヵ年以内（公示日から起算して5ヵ年以内とする。以下同じ。）に元請（共同企業体の構成員として受注した場合を含む。）として次に掲げるいずれかの業務又は工事の実績を有する者とする。

(ア) 岩手県が発注した岩手県が管理する道路若しくは河川に係る次のいずれかの維持修繕業務又は維持修繕工事

- ① 道路維持修繕業務（全面委託業務）
- ② 河川・砂防維持修繕業務
- ③ 路面損傷復旧業務（パッチング業務）
- ④ 道路除排雪業務
- ⑤ 道路維持修繕工事
- ⑥ 河川・砂防維持修繕工事

(イ) 国土交通省が発注した岩手県内の国土交通省が管理する道路若しくは河川の維持修繕業務又は維持修繕工事（(ア)に掲げる業務若しくは工事に類似する業務又は工事）

(ウ) 岩手県内の市町村が発注した当該市町村が管理する道路の除排雪業務又は除排雪工事

(11) 本業務に配置する監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、次に掲げるいずれかの基準を満たす者（当該公募参加者と参加意思確認書の提出期限の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置できることとし、代表者が監理技術者、代表者以外の構成員が主任技術者を配置するものとする。

ただし、監理技術者等は専任であることを要しないものとする。

ア 監理技術者

- ① 一級土木施工管理技士、一級建設機械施工技士、技術士（技術部門（建設部門））又は技術士（総合技術監理部門（建設部門））の資格を有すること。
- ② 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

イ 主任技術者

一級又は二級土木施工管理技士、一級又は二級建設機械施工技士、技術士（技術部門（建設部門））又は技術士（総合技術監理部門（建設部門））の資格を有すること。

(12) 全構成員のうち1者以上は、道路・河川等維持修繕業務委託特記仕様書で指定する運転員及び除雪機械等を配置できる者とする。

（構成員の出資比率）

第7 共同企業体の構成員の出資比率について、均等割の10分の6を下限として定めるものとする。

（代表者）

第8 代表者は、構成員の中でより大きな業務執行能力を有する者である必要があることから、「土木A級」かつ「清掃」の者とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大とするものとする。

（共同企業体の結成方法等）

第9 共同企業体は、第6の要件を満たす者を構成員として、自主結成するものとする。

（申請書の提出）

第10 手続に参加しようとする共同企業体は、広域振興局土木部等の長が指定する期日までに、広域振興局土木部等における維持修繕業務の委託契約に係る参加者の有無を確認する公募手続試行要綱

（平成25年1月11日建技第593号）による別途参加意思確認書を構成員の連名で広域振興局土木部等の長に提出しなければならない。

2 前項の参加意思確認書には、協定書の写しを添付しなければならない。

（存続期間）

第11 共同企業体の存続期間は、入札の結果、岩手県が契約を締結した共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了とするものとする。

2 契約企業体の存続期間は、契約に係る対象業務の完了後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該業務につき瑕疵担保責任がある場合には、各構成員は連帯してその責任を負うものとする。

（共同企業体編成表）

第12 契約企業体は、委託契約締結後、速やかに共同企業体編成表（様式第2号）を提出しなければならない。

（入札参加制限の適用）

第13 措置基準により入札参加制限を受けることとなる共同企業体の構成員について、当該共同企業体の入札参加制限の期間の範囲内で期間を定め、入札参加制限を併せて行うものとする。

なお、業務を分担して履行することにより、明らかに当該入札参加制限に責を負わないと認め

られる者は除くものとする。

附 則（平成 25 年 1 月 11 日建技第 594 号）

この要領は、平成 25 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 15 日建技第 603 号）

この要領は、平成 27 年 1 月 15 日から施行する。